

自動販売機設置場所の貸付等に関する仕様書

1 自動販売機設置に関する共通要件

自動販売機の設置にあたっては、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 設置する自動販売機は、契約期間の使用に耐えうるものとする。使用に支障があると貸付者が判断した場合は、速やかな修理又は取替に応ずることを前提とすること。
- (2) 環境に配慮した省エネ及びノンフロン冷媒を使用した自動販売機を設置すること。
- (3) 車いす利用者が商品を購入できるようなユニバーサルデザインの機種を設置するよう努めること。
- (4) デザインについては、施設と調和するデザインに努めるものとし、施設所管課と協議の上決定すること。
- (5) 設置及び撤去の条件
 - ① 自動販売機の設置、撤去、原状回復及び移設に係る費用は、全て設置運営者が負担すること。
 - ② 施工に当たっては、設置予定自動販売機について本市と十分に協議し、施工後に施設所管課の確認を受けること。
 - ③ 貸付期間中に自動販売機の移設又は撤去の必要性が生じた場合は、速やかに施設所管課の指示に従うこと。
 - ④ 契約期間満了の日までに自動販売機を撤去すること。
 - ⑤ 令和7年度中を期限として新札に対応すること。
- (6) 安全対策及び防犯対策
 - ① 転倒防止策（「自動販売機の据付基準（JIS規格）」及び「自動販売機据付基準マニュアル（日本自動販売機工業会）」）を遵守又は措置を講じるとともに、公共施設の躯体に負担がかからないよう配慮すること。
 - ② 硬貨選別装置及び紙幣識別装置により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止策に万全を尽くすものとする。施設内設置であっても、「自販機堅牢化技術基準（日本自動販売機工業会作成）」を遵守すること。
- (7) 電気料金
 - ① 自動販売機の運用に伴う電気料金は設置運営者が負担すること。
 - ② 電気料金の適正な実費負担の観点から専用子メーターを設置し、電気料金を市等が発行する納入通知書等により、指定する日までに納付すること。
- (8) 衛生管理及び維持管理
 - ① 衛生管理策（「食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）」及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領及び規格基準（日本自動販売協会、日本自動販売機工業会）」）を遵守又は措置を講じること。
 - ② 設置自動販売機に相応する使用済容器の回収箱を設置すること。設置スペースの関係

で設置範囲を指定する場合は、別途規定する。

- ③ 自動販売機内外部及び設置場所周辺の清掃を定期的に行うこと。
- ④ 商品の補充、消費期限の確認、売上金の回収及び金銭の補充を定期的に行うこと。
- ⑤ 経済産業省、農林水産省、財務省、厚生労働省の4省共同通達「自動販売機に対する統一ステッカー貼付の実施要綱」に基づき、自販機管理者ステッカーをわかりやすい位置に貼付すること。
- ⑥ 自動販売機の故障、保守修理、問い合わせ及び苦情については設置運営者の責任において速やかに対応すること。

(9) 実績報告

販売個数及び売上金額の実績報告について、定期的に各施設管理者へ報告すること。

(10) その他

- ① 関係法令の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、商品販売に必要な許可、検査等が必要な場合は遅延なく手続き等を行うこと。
- ② 本仕様書に定めのない事項については、本市と設置運営者の間で協議の上決定するものとする。